

桐生の絹織物

この文書は、桐生の織物業の中心となる織(機)屋の中で、大名家の御用織物を請け負った吉田家に残されているものです。文政7年(1824)に織屋仲間が取り決めた「捉書」です。

桐生周辺の桐生領54ヶ村の絹織物は江戸時代以前から世に知られていましたが、元文3年(1738)京都西陣から「高機」による新織法が伝えられ、以降飛紗織・縮織・龍紋・紋縮などの高級絹織物を生産するようになりました。さらに天明6年(1786)京都西陣の紋工小坂半兵衛が、先染紋織技術を伝え、糸鉤・厚板・綴子・金浦・御召などの高級織物の完成品を生産できるようになり、絹織物産地としての地位を確固たるものにしました。一方、生産の高度化に伴い、部分工程が分化し分業体制が確立しました。張屋・織屋・小紋紺屋・績屋・御召機屋・機拵・白糸など、各業者間でも仲間がつくられました。

織屋たちは、安永10年(1781)に桐生領外の機取立て禁止の申し合わせを行い、寛政9年(1797)には機株を設定して機業家数の制限や織物の種類・生産量の調整を行おうとしています。さらに、このころ織屋仲間も結成されました。この文書からも、仲間内での賃機業者の獲得競争を規制しなければならないほどであり、その発展ぶりがかがえます。天保8年(1837)織屋仲間議定には593名が名を連ねています。

(参考資料)『群馬県史』通史編5 267~352頁



捉

- 一 御公儀株御度^中の儀は、堅く相守り申すべき事
- 一 御註文の品は申すに及ばず、凡そ附たりとも念入れ織り立て、短尺・疵・しみ等これ無き品のみ細^細引いたし、売り渡し申すべく候。難事^{難事}の品は買方得心のうえ、直^直引いたし売り渡し申すべき事
- 一 その月行事に当たり候わば、仲間衆中の内家^業業^業に付き、如何様の儀申し出で候とも一統打ち寄り相談の上、いずれとも世話仕るべき事
- 一 賃機屋へ出はた機差し出し候節は、新規の賃機屋格別、仲間の内出機屋米たり候わば、元機屋へ懸け合ひ、子細これ無く候わば差し出し申すべく候、せり懸合の儀は決して相成り申さざる事
- 一 奉公人召し抱え申すべく候、元主人へ相附り、子細これ無き候へば、召し抱え申すべく候、せり合は相成らざる事
- 一 反極の奉公人一切召し抱え申すまじき事
- 一 織賃・額代・緊縮代等、別紙定書の通り勘定いたし遣わし申すべき事
- 一 績屋・賃機屋共に糸目格別切り候節は、右目きれのいと代、よりちん鑑賣、織賃の内にてこれを引くべし、物怪しき候候、又は不持成る儀これ有候わば、仲間一統相談の上、いと機一切差し出し申すまじき事
- 一 男女奉公人、日出取共、惣じて不持成る儀しでかしか候て差し置くに相成り難く候わば、早速月行司へ申し出づべし、品に寄り町内は申すに及ばず在々迄も申し連し、名前下札にしろし、一統召し抱え申すまじき事
- 一 仲間内、相談規定相背き、勝手合わせをもつて家業いたし候者これ有候わば、早速月行司へ申し出づべし、年行司へ申し連し、仲間内の法に取り計り申すべく候、隠し置き、騙町より頭れるに於いては、その町内近所の超度たるべき事

右の通り仲間一統相談の上、厳しく取り極め候上は、急度相守り、聊かも相背き申すまじく候。已上

織屋仲間

文政七年

申二月改

行司

●機取(詳しく調べて通ふこと) / 月行司(江戸時代の株仲間内の役職) / 賃機屋(機屋から買された糸を加工して織る) / 元機屋(加工された原料糸を賃機に出す機物経営者) / せり合(競い合) / 額代(糸を紡ぐ代金) / 緊縮代(経を巻る代金) / ちん鑑(糸をまきえておむり合わせる代金) / 不均(ふとじき) / 超度(過ち、失敗) / 急度(必死)